

平成15年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業)

報告書 (第10／11)

0030344 主任研究者 加藤 曜子

(家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成)

0030345 主任研究者 鈴木 力

(被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究)

0030346 主任研究者 伊志嶺 美津子

(子ども家庭支援プログラムの開発に関する研究)

0030347 主任研究者 西澤 哲

(児童福祉機関における思春期児童等における心理的アセスメントの導入に関する研究)

0030348 主任研究者 畠中 宗一

(子どもの発達と家族への支援方策に関する研究)

0030349 主任研究者 金子 恵美

(保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究
—合同保育に関する指針の検討—)

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究
－合同保育に関する指針の検討－

平成15年度研究報告書

金子惠美

平成16年3月

主任研究者 金子惠美

目 次

保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究—合同保育に関する指針の検討—

研究要旨	503
A. 研究目的	504
B. 研究方法	505
C. 研究結果と考察	505
(1) 保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較検討	505
(2) 合同保育の事例研究	515
国内 12カ所	
イギリス 2カ所	
フランス 1カ所	
D. 結論	
保育所と幼稚園の合同保育の指針	542

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
研究報告書

保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究
－合同保育に関する指針の検討－

主任研究者 金子恵美（日本社会事業大学）

研究要旨

保育所と幼稚園の連携については、厚生労働省と文部科学省とが協力し、施設・設備を相互に共用できるようにするための指針の作成、保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性の確保、学校法人による保育所設置や社会福祉法人による幼稚園設置の容認、保育所と幼稚園の連携事例集の作成などにより、連携の促進に努めているところである。さらに地方分権改革会議の最終報告を受けた閣議決定や経済改革特区の取り組みによって、保育所と幼稚園の連携強化が急速に進んでいる。

しかし合同保育の具体的な保育内容・方法をみると園によってまちまちであり、子どもと保護者に必ずしも良い影響を与えるものばかりではない。それは合同保育に関する明確な指針がないことから、異なる制度下で独自に展開してきた保育所と幼稚園が新たなニーズにどのように対応していくか、生活スタイルの異なる親同士の関係をどのように仲介・支援していくか等、合同保育ゆえの課題に対する対応が不十分であることに拠ろう。

1998年から開始した我々の合同保育に関する一連の研究は、「具体的な保育内容・方法」「子どもへの影響」に焦点をあて、多様なスタイルや保育条件の実践例を収集すること、保護者や保育者の意見を把握すること、さらには継続的に事例を検討すること等を通して、保育条件が子どもに与える影響や、配慮すべき事項等を明らかにしてきた。

このような我々の一連の研究成果に加えて、他の研究や有識者、さらには海外の先行事例を参考にして、保育所と幼稚園の合同保育に関して“子どもの最善の利益を守る”という視点から検討し、実施にあたっての基本的な考え方や配慮事項などを明らかにすることが、本研究の目的である。

本研究の結果、明らかとなったことは、以下の五点である。

1. 生活全般を見通したプランの必要性
2. 生活の重視
3. 乳幼児期の発達を一貫してとらえる保育
4. 地域・家庭の子育ち・子育て支援
5. マネジメント力の強化

この結果をもとに、結論として、合同保育の基本的な考え方や保育のあり方を、「合同保育の指針」としてまとめた。今後、多様な形で拡大していくであろう合同保育の質的向上を図ることは急務であり、この合同保育の指針をそれに役立てたい。

分担研究者

金子恵美（日本社会事業大学）
石井哲夫（社会福祉法人嬉泉、
白梅学園短期大学）
森上史朗（子どもと保育総合研究所）、
増田まゆみ（小田原女子短期大学）

A. 研究目的

本研究は、保育所と幼稚園の合同保育の内容・方法について、“子どもの最善の利益を守る”という視点から検討し、実施にあたっての基本的な考え方や配慮事項など、合同保育の指針を作成するものである。

少子高齢社会の進展とこれにともなう地域・家庭の変容、男女共同参画社会の推進にともない、今日、地域における保育ニーズは多様化・増大化しており、特に保育所入所待機児童の解消や、地域において子育て支援を進めるための対策が急務とされている。さらに福祉制度全体の構造改革に、規制緩和、地方分権化の動きが加わったことから、ここ数年、地方自治体による新たな保育サービスの開発が加速度的に進んでいる。本研究は、これらの新たな保育サービスのうち、保育所と幼稚園の一体化の動きに着目し、加速度的に進む「保育園児と幼稚園児の合同保育」について、子どもの視点から必要とされる保育条件を検討するものである。

保育所と幼稚園の関係については、1998年に厚生省・文部省の合同通知「幼稚園と保育所の施設の共有化に関する指針」が出されて以降、厚生労働省と文部科学省とが協力し、施設・設備を相互に共用できるようにするための指針の作成、保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性の確保、学校法人による保育所設置や社会福祉法人による幼稚園設置の容認、保育所と幼稚園の連携事例集の作成などにより、連携が促進されている。さらに、規

制改革の動きにともない、保育所と幼稚園の一体化促進に向けた種々の報告・答申がみられる。特に地方分権改革会議の最終報告（平成14年12月）を受けた「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（平成14年12月）において、保育所と幼稚園の連携を可能な限り容易にする方向で厚生労働・文部科学両省の協議を進めること、幼稚園教諭・保育士の資格の相互取得の促進、幼稚園と保育所の制度間のあり方等について検討を行うこと、等が、閣議決定された。さらに、経済特区の重点項目の一つに「保育所と幼稚園の一体化」が挙げられており、そこでは保育園児と幼稚園児とを合同で保育することが認められている。

このように合同保育は急速な進展がみられるが、しかしその具体的な保育内容・方法をみると園によってまちまちであり、子どもと保護者に必ずしも良い影響を与えるものばかりではない。それは合同保育に関する明確な指針がないことから、異なる制度下で独自に展開してきた保育所と幼稚園が、新たなニーズにどのように対応していくか、生活スタイルの異なる親同士の関係をどのように仲介・支援していくか等、合同保育ゆえの課題に対する対応が不十分であることに拠ろう。

このような現状にあって、合同保育の基本的な考え方や保育内容・環境、子育て支援、地域との連携に関する指針を検討することは、保育の質の確保・向上に直結するものであり、子どもの健やかな育ちと保護者への支援強化が期待できる。

さらに、今日、少子高齢化の加速度的な進展によって生じたひずみが、子どもと家庭を圧迫し、育児の孤立化や虐待、あるいは思春期児童の様々な問題や事件となって顯れ、深刻な問題を投げかけている。このような深刻化する地域ニーズに対応するためにも、幼保一体化園による子育て支援の方法を模索することは、重要な視点である。

このような社会からの要求を受けとめ、本研究は、保育所と幼稚園の合同保育を多様な角度から検討し、その結果を、「合同保育の指針」にまとめ、これによって合同保育の質の確保・向上に寄与することを目的としてすすめてきた。合同保育の指針、及びこれを作成する上で基盤とした研究結果は、以下の通りである。

B. 研究方法

下記のように、多様な角度から、保育所と幼稚園の合同保育について、調査研究を行った。

(1) 保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較検討

保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較検討を行った。

(2) 合同保育の事例研究

- 1) 全国で実施されている合同保育施設から12カ所を抽出し、直接、園を訪問してヒアリングを行なった。
- 2) タイプの異なる合同保育実施園を継続的に訪問し、観察・意見交換・検討を行なった。
- 3) 合同保育と関連する研究を行っている研究者に、ヒアリングを行った。

(3) 海外の動向の分析と情報収集

近年、保育所と幼稚園を一体化して教育省の管轄としたイギリスとフランスにおいて、タイプの異なる三種類の就学前教育の観察・ビデオ撮影による分析、及び保育者へのヒアリングによって保育内容を具体的に検証した。

またこれらの国々の施策や保育内容・専門性に関する資料収集・研究者へのヒアリングを行った。

(4) 合同保育の指針作成

下記の研究結果をもとに、“子どもにとっての最善の利益”という視点から保育内容を検討し、保育所と幼稚園の保育のあり方について合同保育の指針を作成した。

C. 研究結果と考察

(1) 保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較検討

～総則・ねらい及び内容に見られる
教育要領と保育指針における発達の考え方～

I 総則

教育要領では総則として、「1 幼稚園教育の基本」「2 幼稚園教育の目標」「3 教育課程の編成」の3つをあげている。これに対して、保育指針では、「1 保育の原理」として(1) 保育目標 (2) 保育方法 (3) 保育の環境の3つを、また「2 保育内容構成の基本方針」として(1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画の2つを、総則にあげている。

教育要領の「1 幼稚園教育の基本」は、幼稚園教育の特質や基本となる考え方を示している。これに相当するものは、保育指針では、総則の「1 保育の原理」の中で各節に分散して示されている。

保育方針では、総則の前文においてもその重要な考え方方が示されている。すなわち、保育は「乳幼児の最善の利益を考慮」したものでなくてはならないこと、「家庭養育の補完」が重要であること、保育は「養護と教育が一体となった」ものでなくてはならないこと等、保育所保育の特性を反映した内容が述べられている。

なお、保育所保育の基本となる考え方方が主に記述されているのは、「1 保育の原理」の「(2) 保育の方法」の箇所であるが、これは保育の具体的な方法論というよりも、保育方法の基本となる考え方を表しているもので、教育要領における「1 幼稚園教育の基本」に相当すると考えられる。

以下、背景にある子どもの発達についての考え方を中心に、両者の記述の内容を比

較検討する。

1 保育指針と教育要領における発達観： 情緒の安定と自己の主体性の重視

保育所保育指針：

十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(第1章総則①保育の原理(1)保育の目標)

ア 一人一人の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護、世話をを行い、子どもが安定感と信頼感を持って活動できることにすること。

ウ 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものにすること。特に、入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行うことによって子どもが安定感を得られるよう努め、次第に主体的に集団に適応できるように配慮するとともに、既に入所している子どもに不安や動搖を与えないように配慮すること。

エ 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと。

オ 一人一人の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の関係づくりや集団活動を効果あるものにするように援助すること。

(第1章総則①保育の原理(2)保育の方法)

中でも重要なことは、人への信頼感と自己の主体性を形成することであり、それは、愛情豊かで思慮深い大人の保護・世話などの活動を通じた大人と子どもの相互関係の中で培われる。

大人との相互作用によって情緒的に安定し、大人の期待に自ら応えようという気持ちが育

ち、次第に主体的に活動するようになり、…自我が芽生えてくる。

(第2章子どもの発達①子どもと大人の関係)

幼稚園教育要領：

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

(1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に發揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されること

(第1章総則①幼稚園教育の基本)

幼児期には、幼児は周囲の大人によって自分は守られている、自分の存在が受け入れられているという安心感をもつことで次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく。同時に、幼児は自分を守り、受け入れてくれる大人を信頼する。

(幼稚園教育要領解説 第1章総説2：幼稚園教育の基本に関する事項)

考 察：

保育指針・教育要領とともに、①子どもが「自ら・主体的に」活動し幼児期にふさわしい生活を展開すること、またその前提となる保育者との信頼関係を形成すること、②遊びを通しての総合的な指導を行うこと、③幼児一人一人の特性と発達の課題に即した指導を行うことの重要性が、最も基本的な目標として特に強調されており、近年の発達研究における発達観の変化を反映した内容となっている。従来の発達観においては、子どもの育ちは、個体能力発達的な観点に基づき、「発達段階」として普遍的・一方向的に捉えられていた。これに対し、近年では、より一人一人の発達の多様なプロセスや、「自己性のありよう」、すなわち「何ができる、何ができないか」ではなくその子どもがいま世界をどのように生きようとしているか（鯨岡・鯨岡, 2001）を捉えることが重視され、また同時に周囲との相

互作用・保育者からの働きかけの影響にも焦点をあてた見方が多くとられている。

上記にあげた引用部分には、こうした個々の多様性や自我の発達および周囲との関係性を重視した発達観が明示されており、どちらも内容的には同様であると考えられる。ただし、保育指針と教育要領の大きな相違点としては、保育指針の方が複数の事項にわたってより詳細に説明を述べていることがあげられるだろう。特に、保育指針では、「保育の原理」における「(2) 保育の方法」の中で、

- ①一人一人の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会の実態を把握する
- ②子どもを温かく受容する
- ③生活リズムや流れの安定を大切にする
- ④入所時の保育に関する留意点（新入所児、既に入所している子ども双方について）
- ⑤子ども相互の関係づくりや集団活動への援助

といった内容について言及されている点が特徴的と言える。

保育者と子どもの間に安定した情緒的な絆（アタッチメント）が形成されることによって、保育の場における子どもの自主的で活発な探索行動は促進されることが、これまでのアタッチメント研究により指摘されているが、①②はそのアタッチメントの規定要因となる保育者の敏感性・応答性に関する記述として捉えることができるだろう。さらにその上で、第2章「子どもの発達」において「特定の大人との関係をつくる」という表現も盛り込まれている。保育指針の「保育の目標」において「ア十分に養護の行き届いた環境の下に…」という独自の項目が設けられていることなどからも明らかのように、“生命の保持”及び“情緒の安定”が保育所の保育においては特に重視されている。そして、それを築き支えるものとして、保育指針では、「保育の方法」の中で保育士の専門性や人間性に触れ、第3章～第10章の各章において「保

育士の姿勢と関わりの視点」についての説明を設けている。

なお、①でふれられている家庭および地域社会については、教育要領では「家庭との連携を図りながら」「地域の実態に即応した」といった文言が「幼稚園教育の目標」に含まれているが、保育指針では総則の冒頭部分に「保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、…」と述べられており、より強調された位置づけがなされている。

また、③は一日の保育の流れ全体を見通した上で生活の安定を重視した内容である。これは、一日の中で子どもがより長い時間を過ごす保育所においては、特に欠かすことのできない留意点の一つであろう。一方、④はより長期的なスパンを通して、集団全体としての安定をも視野に入れた内容と考えられる。この④に対応するものとしては、教育要領においても、「入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならない（教育課程の編成(1)）」と述べられている。さらに、教育要領解説では、「…どの時期にどのような方法で身につけていくかという適時性を考えることは、幼児の望ましい発達を促す上で、大切なことである。もとより、ここでの適時性は、月や週など短期的なものではなく、長期的な見通しに立った緩やかなものであり…」とあり、発達の適時性が重要であることも指摘されている。各々の条件の違いなどを反映して記述のされ方はやや異なるものの、両者を併せ見ることにより、個人内・個人間双方の観点から長期にわたる子どもの生活や発達を視野に入れた全体的な見通しをたてる必要性が示されていると捉えられる。

さらに、⑤では子ども同士の間での関わりを援助する存在としての保育者という側面も呈示されている。ここにも、保育者との安定した関係によって培われた他者に対する信頼

感や保育者による集団活動のアレンジメントが、子どもの自主的な活動や他者への関わりを拡大していく上での橋渡し的な役割を担っていることが示唆されていると言えるだろう。

以上のような内容は、多様な保育を受ける子どもが混在し、かつそれぞれの子どもについて一日を通した生活のデザインが求められる合同保育においては、子どもの情緒の安定を確保する上で、より重要な部分になると考えられる。

2 環境

保育所保育指針 :

エ 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと。

(第1章総則①保育の原理(2)保育の方法)

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには、自然や社会の事象などがある。…(中略)…こうした環境により、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し、工夫して保育することが大切である。…(中略)…さらに、自然や社会の事象への関心を高めるように、それらを取り入れた環境をつくることに配慮する。

(第1章総則①保育の原理(3)保育の環境)

幼稚園教育要領 :

幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

その際、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物

的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

(第1章総則①幼稚園教育の基本)

幼児の活動の展開は多様な方向に躍動的に変化するものであり、常に見通しと一致するわけではない。…(中略)…したがって、構成された環境はこのような意味では暫定的な環境と考えるべきであり、教師は幼児の活動の流れや心の動きに即して、常に適切なものとなるように、環境を再構成していかなければならないのである。…(後略)

(幼稚園教育要領解説

第1章総説3 計画的な環境の構成)

考 察 :

保育においては、「ねらい」や「内容」を環境の中に潜ませ、乳幼児が環境に主体的、意欲的に関わることによって、「ねらい」や「内容」が達成され、発達に必要な経験が得られるようにするところに学校教育の方法とは大きく異なる特質がある(森上, 2000)とされる。これを踏まえて、保育指針・教育要領のどちらにおいても保育者が子どもの主体的な活動を確保するよう「計画的に」環境を構成することが求められている。さらに、何をもって「環境」とするかについても、人的環境・物的環境・自然や社会の事象それぞれの側面をあげ、各々の重要性に言及した上で、それらが相互に関連しあうことを強調している点でも両者は共通している。

従って本文においては基本的な記述内容に特に大きな差異は見あたらないと言えるが、保育指針では保育の施設・設備などについて細かく言及している点に特徴がある。すなわち、保育指針は保育所における保育内容と、保育の具体的な指導という二つの役割を併せもった記述がなされていることが伺われる。

一方、教育要領解説では、上記にあげたように、幼児の活動・興味・関心の変容性や発

展性を指摘した上で、それらに応じて保育者が常に環境を再構成していくことが必要であることに言及し、詳細な説明を加えている。これは、保育者が誤った受け止め方をして「放任保育」やいわゆる「コーナー保育」といった偏った保育に陥る危険を避けるため、子どもの「主体性」と環境構成の「計画性」をいかに両立するかを述べたものであり（森上、同上）、子どもの発達と保育の双方向的な関係を念頭に置いて実践していく上で、非常に重要な点であると言えるだろう。

3 保育指針にのみ記されている内容

保育所保育指針：

カ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

キ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること。

ク 子どもに、身体的苦痛を与え、人格を辱めることなどがないようにすること。

ケ 保育に当たり知り得た子どもなどに関する秘密は、正当な理由なく漏らすことがないうようにすること。

（第1章総則①保育の原理②保育の方法）
考 察：

上記の内容は保育指針にのみ記されている内容である。子どもを育てるということをめぐる今日的な課題が多く記されており、保育所の児童福祉施設としての立場を反映したものと考えられ、近年の社会的状況を鑑みて、乳幼児期の子どもの保育にあたっては常に意識し、確認が必要な内容と言える。

II 「ねらい」と「内容」

「ねらい」及び「内容」の関連については、教育要領では第2章に独立して示されているが、保育指針では総則の「2 保育内容構成の基本」として説明されている。教

育要領では「ねらい」と「内容」の表し方がはっきりと異なるので、両者の区別が容易である。一方、保育指針では「ねらい」と「内容」の表現は極めて類似しており、保育現場においては区別が困難とも言われる。

教育要領の「ねらい」では、幼稚園修了までに育つことが期待される「生きる力の基礎となる」心情・意欲・態度について示されているのに対し、保育指針の「ねらい」は、こうした3つの観点ごとにではなく年齢別に示されている。また、「内容」についても同様に、教育要領では「ねらい」を達成するためには指導する事項をまとめて述べているのに対し、保育指針では「ねらい」を達成するために保育士が行うべき基礎的事項および援助する事項を、子どもの発達の側面から年齢別に示している。加えて、保育指針ではそれぞれの年齢における「発達の主な特徴」とそれに応じた「保育士の姿勢と関わりの視点」を、領域ごとにではなく全体的な姿として具体的に描き出しており、第2章の冒頭で述べられた「保育に当たっては、発達の過程や生活環境など子どもの全体的な姿を把握しながら行う必要がある」という内容に対応するものとなっている。なお、保育指針ではこうした年齢は「発達過程区分」とされ、「組やグループ全員の均一的な発達の基準としてみるのではなく、一人一人の乳幼児の発達過程として理解することが大切である」という説明が加えられている。これは先に述べた個体能力的な発達観による受け止め方を避け、個々の子どもの連續的な発達プロセスを捉えることを目的とするものと考えられる。その意味では、教育要領の「ねらい及び内容」は、このような到達目標という捉え方を避けようとする意図をより強く反映した形で示されていると言えるだろう。さらに教育要領解説では、一般的な発達を理解することの必要性をふまえた上で、幼児一人一人の特性や実情を理解し、

それぞれの発達の課題に応じた指導を行うことの重要性が再三にわたり述べられている。いずれにしても、こうした教育要領・保育指針の考えに基づくならば、年齢別の到達基準の作成などには問題があると言える。

さらに、両者の相違点としては、教育要領であげられている「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五つの領域に加え、保育指針においては「基礎的事項」として子どもが保育所で安定した生活を送るために必要な事項がまとめられている点があげられる（ただし、3歳未満児に関しては、「その発達の特性からみて、各領域を明確に区分することが困難な面が多いので」これらの領域は一括した形で示されている）。保育指針における3歳児以降の「基礎的事項」の内容を以下に示す。

- (1)一人一人の子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、異常を感じる場合は速やかに適切に対応する。また、子どもが自分から体の異常を訴えることができるようとする。
- (2)施設内の環境保健に十分に留意し、快適に生活できるようにする。
- (3)一人一人の子どもの気持ちや考え方を理解して受容し、保育士との信頼関係の中で、自分の気持ちや考え方を安心して表すことができるなど情緒の安定した生活ができるようとする。
- (4)食事、排泄、睡眠、休息など生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようとする。

なお、これらの領域について、教育要領では「各領域に示すねらいは幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成にむかうものであること、…（後略）（第2章ねらい及び内容）」、保育指針では「なお、保育は、具体的には子どもの活動を通して展開されるものであるので、その活動は一つの

領域だけに限られるものではなく、領域の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開していくものである（第1章総則②保育の内容構成の基本方針）」と記述されている。こうした記述からも明らかなように、教育要領・保育指針のどちらも、機能ごとの発達ではなく、それらの連関・統合を総合的・全般的に捉えようとする発達観を採用していることが随所に示されている。

以上をふまえ、保育指針（第2章「子どもの発達」および第7章「3歳児の発達」～第10章「6歳児の発達」）、教育要領における「ねらい」と「内容」について、領域ごとに比較検討し、主な相違点を整理する。

1 健康

幼稚園教育要領：

1 ねらい

- (1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3)進んで戸外で遊ぶ。
- (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5)健康な生活のリズムを身に付ける。
- (6)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
- (7)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。
- (8)自分の健康に关心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (9)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

考 察：

保育所保育指針では、「健康」についての内容は、基本的な生活習慣（食事・排泄・午睡・衣服の着脱）、保健・安全面（清潔を保つこと・体の異常を訴えること・危険に気づくこと）、運動や遊びという主に三つの点について、3歳～6歳の年齢に応じて具体的な事項が述べられている（例：「保育士に寄り添ってもらしながら、午睡などの休息を十分にとる（3歳児）」）。教育要領と比較すると、特に基本的な生活習慣により比重がおかれ、また記述内容も具体的かつ詳細である。一方、幼稚園教育要領では、上記に示した通り、遊びや運動、活動への取り組みがより強調された内容となっており、生活習慣や安全への構えなどはこれらを通して身につけていくことが求められている。教育要領の「内容の取り扱い」においても、第一に「心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと」とあり、心身両面の健康をより強調した内容となっていると言える。

2 人間関係

保育所保育指針：

内容

3歳児

- (1) 保育士に様々な欲求を受け止めてもらい、保育士に親しみを持ち安心感を持って生活する。
- (2) 友達とごっこ遊びなどを楽しむ。
- (3) 遊具や用具などを貸したり借りたり、順番を待ったり交代したりする。
- (4) 簡単なきまりを守る。
- (5) 保育士の手伝いをすることを喜ぶ。
- (6) 遊んだ後の片づけをするようになる。
- (7) 年上の友達と遊んでもらったり、模倣して遊んだりする。

- (8) 地域の人と触れ合うことを喜ぶ。

4歳児

- (1) 保育士や友達などとの安定した関係の中で、いきいきと遊ぶ。
- (2) 自分のしたいと思うこと、してほしいことをはっきり言うようになる。
- (3) 友達と生活する中で、きまりの大切さに気づき、守ろうとする。
- (4) 保育士の言うことや友達の考えていることを理解して行動する。
- (5) 身の回りの人に、いたわりや思いやりの気持ちを持つ。
- (6) 手伝ったり、人に親切にすることや、親切にされることを喜ぶ。
- (7) 他人に迷惑をかけたら謝る。
- (8) 共同のものを大切にし、譲り合って使う。
- (9) 年下の子どもに親しみを持ったり、年上の子どもとも積極的に遊ぶ。
- (10) 地域のお年寄りなど身近な人の話を聞いたり、話しかけたりする。
- (11) 外国人の人など、自分とは異なる文化を持った人の存在に気づく。

5歳児

- (1) 保育士や友達などとの安定した関係の中で、意欲的に遊ぶ。
- (2) 簡単なきまりをつくり出したりして、友達と一緒に遊びを発展させる。
- (3) 自分の意見を主張するが、相手の意見も受け入れる。
- (4) 友達と一緒に食事をし、食事の仕方が身に付く。
- (5) 友達への親しみを広げ、深め、自分たちでつくったきまりを守る。
- (6) 友達への思いやりを深め、一緒に喜んだり悲しんだりする。
- (7) 人に迷惑をかけないように人の立場を考えて行動しようとする。
- (8) 共同の遊具や用具を譲り合って使う。
- (9) 異年齢の子どもとの関わりを深め、思いやりやいたわりの気持ちを持つ。

- (10) 地域のお年寄りなど身近な人に感謝の気持ちを持つ。

- (11) 外国の人など自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持つようになる。

6歳児

- (1) 保育士や友達などとの安定した関係の中で、意欲的に生活や遊びを楽しむ。

- (2) 集団遊びの楽しさが分かり、きまりを作ったり、それを守ったりして遊ぶ。

- (3) 進んで自分の希望や意見、立場を主張したり、一方で相手の意見を受け入れたりする。

- (4) 友達との生活や遊びの中できまりがあることの大切さに気づく。

- (5) 自分で目標を決め、それに向かって友達と協力してやり遂げようとする。

- (6) 友達との関わりの中でよいことや悪いことがあることが分かり、判断して行動する。

- (7) 共同の遊具や用具を大切にし、譲り合って使う。

- (8) 自分より年齢の低い子どもに、自ら進んで声かけをして誘い、いたわって遊ぶ。

- (9) 外国の人など自分とは異なる文化をもった様々な人に関心を持ち、知ろうとするようになる。

幼稚園教育要領：

1 ねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。

- (2) 進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。

- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。

- (2) 自分で考え、自分で行動する。

- (3) 自分でできることは自分でする。

- (4) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲

しみを共感し合う。

- (5) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。

- (6) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。

- (7) 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

- (8) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。

- (9) 友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。

- (10) 友達と楽しく生活する中できまりの大しさに気付き、守ろうとする。

- (11) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。

- (12) 高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

考 察：

「人間関係」の領域では、主に「保育者・友だちとの安定した関係」「自己主張」「きまりを守ること」「思いやり・共感性」「道徳性」「地域の人々との関わり」といった側面が、保育指針・教育要領ともに取り上げられている。内容としてはやや保育指針の方が具体的であるが、いずれも家庭から離れて生活する中で保育者や友達、さらには地域の人々といった他者と交流し、互いに影響を及ぼしあうことによって、子どもは発達していくという考えを前提としており、おおまかな主旨としてはほぼ同様であると考えられる。

ただし、保育指針の内容については、年齢ごとに各側面を並べた場合、例えば「自己主張」の「自分のしたいと思うこと、してほしいことをはっきり言うようになる（4歳児）」「自分の意見を主張するが、相手の意見も受け入れる（5歳児）」のように、ある程度の発達のプロセスは読みとれるものの、一方でこれが発達の基準や到達度として捉えられると、「発達にとって重要な意味をもついざこ

さや葛藤、あるいは一見発達にとって好ましくないようと思える子どもにとっての発達体験が見逃されがちに」なる（森上、2000）という危険性も指摘されている。教育要領の「内容の取り扱い」には、「特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。」という記述があり、他者の気持ちとぶつかったり自分の思い通りにいかないといった経験の重要性にも言及している。対人的な葛藤場面が社会的な問題解決の能力をはじめ社会性の様々な側面を培う重要な機会ともなりうることは多くの研究において示唆されている。保育指針においても「4歳児の保育の内容」における「配慮事項」の中で、「友だちとのけんかを経験しながら、次第に相手の立場の理解が進み、時には自分の主張を抑制することによって、楽しく遊べることに気づくように配慮する。その際、保育士の優しいまなざしが向けられるようにすることが大切である。」とされているが、こうした一見ネガティブな経験の意味や重要性については全体を通して十分に吟味・認識される必要があると考えられる。

3 環境

幼稚園教育要領：

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。

- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 身近な物を大切にする。
- (7) 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (10) 生活に關係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- (11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

考 察：

「環境」の領域については、保育指針においても「身近な動植物や自然事象に親しみ、自然に触れ十分に遊ぶことを楽しむ」「身近な社会事象に親しみ、模倣したりして遊ぶことを楽しむ」「身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、身の回りの物事や数、量、形などに関心を持つ。」といった項目が「ねらい」としてあげられ、自分の身の回りの環境、特に自然に触れる体験を持つことの重要性が強調されている。相違点としては、保育指針においては「社会事象」についても取り上げており、公共施設や用具・器具の他に乗り物・大人の仕事や生活なども対象とされていることがあげられる。いずれにしても、保育指針・教育要領ともに、身近な環境とかかわる経験を通じて、子どもの好奇心をはじめとする豊かな感情を育むことに重点が置かれた内容と言える。

4 言葉

幼稚園教育要領 :

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1)先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2)したこと、見たこと、聞いたこと、感じたことなどを自分なりに言葉で表現する。
- (3)したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からぬことを尋ねたりする。
- (4)人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5)生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6)親しみをもって日常のあいさつをする。
- (7)生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8)いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9)絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10)日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

考 察 :

「言葉」については、保育指針・教育要領とともに、「言葉で表現すること、伝えること、やりとりを行うこと」の楽しさや喜びを十分に味わい、また「イメージを豊かに広げる」ことを強調した内容となっている。保育指針に見られる特徴としては、「3歳児の保育の内容」の「配慮事項」の中で、「言葉は、聞

いて覚えるものであることに着目し、保育士は自らの言葉遣いに配慮する」と述べられているように、より日常的な関わりの中での子どもへのインプットを意識した項目が見られる点があげられる。こうした点も含めて、両者に共通して重視されているのは、日常生活における様々な体験を通じて言葉に親しんでいくという過程と言える。

5 表現

幼稚園教育要領 :

1 ねらい

- (1)いろいろなもの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2)感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、楽しんだりする。
- (2)生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3)様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。
- (5)いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6)音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
- (7)かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりする。
- (8)自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

考 察 :

「表現」についても、保育指針・教育要領とともに、前節の「言葉」と同様、様々な方法や手段を用いて表現することそのものの楽し

さを経験し、イメージや感性を豊かにすることに主眼が置かれた内容となっている。また、こうしたイメージを保育者や友だちと共有することの重要性についても、双方において言及されている。一方、保育指針では特に「表現しようとする気持ちを大切にし、生活や経験、能力と遊離した特定の技能の修得に偏らないように配慮する。」という配慮事項が盛り込まれており、あくまでも子ども自身の思いや意欲を引き出すことが大切であるという主張がより明確に示された内容となっていると捉えられる。

引用文献・参考文献

- 藤崎眞知代・野田幸江・村田保太郎・中村美津子
1998 保育のための発達心理学 新曜社
石井哲夫・岡田正章・増田まゆみ 編 2000 <平成11年改訂>対応 保育所保育指針解説
フレーベル館
鯨岡峻・鯨岡和子 2001 保育を支える発達心理学
関係発達保育論入門 ミネルヴァ書房
文部科学省 1999 幼稚園教育要領解説 フレーベル館
森上史朗 2000 新しい教育要領・保育指針のすべて フレーベル館
森上史朗・高杉自子・柴崎正行 編 1999 <平成10年改訂>対応 幼稚園教育要領解説
フレーベル館
永野重史 2001 発達とはなにか 東京大学出版会

(2) 合同保育の事例研究

本研究では、様々なタイプの合同保育実施園をとりあげ、事例研究を行った。その方法と結果・考察は以下の通りである。

1. 事例研究の方法と範囲

- 1) 昨年度まで事例研究を実施してきた園について、継続して訪問し、事例研究を行なった。
- 2) 全国の合同保育実施施設から 12 カ所を抽出し、研究者が直接、園を訪問して、事前のアンケート調査の回答をもとにヒアリングを行なった。
- 3) イギリスの保育所 2 カ所とフランスの幼稚園 1 カ所を訪問し、一日を通した観察と保育者へのヒアリングを行なった。

2. 結果

各園での実施状況及び特色や今後の課題とされる内容について、以下の表に整理した。

3. 考察

これら事例研究を通して浮かんできた合同保育の課題を、次の 5 点に整理した。

ただし、既に述べてきたように、合同保育は多様な形態で行われており、これを一くくりにすることはできない。ここで挙げた課題とは、合同保育の実施にあたって留意すべき点であり、全ての園がこのような傾向を持つという趣旨ではないこと、むしろこのような点について意図的な配慮を行うことによって、プラスの成果がみられる園もあったことを強調しておきたい。

第一に、保育園児と幼稚園児とが共有する「合同保育」の時間帯を主活動の時間と位置づけ、「幼児教育」を集中的に行う傾向が見られた。このことから、特に長時間保育を受けている子どもや、健康・家庭・発達上の要

因から個別の配慮を必要とする子どもにとつて、場面によっては、負担や情緒不安につながる状況もうかがえた。

第二に、第一で述べたような合同保育における「幼児教育の重視」が、食事などの生活の軽視につながる傾向も見られた。

第三に、保育園児と幼稚園児の合同保育が行われている3歳以上児と、保育園児のみの3歳未満児の保育との間が分断する傾向もみられた。具体的には、次の諸点を挙げることができよう。

①0歳から就学前までの子どもの発達や保育を一貫してとらえ、子どもの行きつ戻りつする発達を許容して、自立・自律を進めていく視点がややもすると弱くなること

②3歳未満児保育への視点や連携が弱くなる傾向もみられること、

③異年齢の子どもの自然な関わりがややもすると少なくなること

第四に、合同保育が成果をあげている園では、園内の保育にとどまらず、家庭との協力を深め、地域の子育て中の家庭支援をも包含し、さらには地域との連携を積極的におこなう傾向が見られた。

第五に、保育所と幼稚園とは長い歴史の中で異なる文化を形成してきた。両者が合同で保育を実施するにあたっては、専門性の差異・広範な業務内容・複合的な勤務体制となることから、職員間の共通理解が難しく、違和感が生じることもみられた。

1	施設No.	1											
2	設置主体	町											
3	施設形態	幼稚園・保育園合築											
4	合同保育の実施理由	町の過疎化と昭和40年代前半に建築された施設の老朽化により保育所の統廃合が計画される一方、幼稚園においては3歳児就園の要望が町民から寄せられていたものの敷地と施設が狭隘で増築が不可能な状況であったことから、幼保一元化保育を目指した。											
5		保育所部門				幼稚園部門							
	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日	町長部局 0～5歳 保育に欠ける乳幼児 8:00～16:00(8時間) 18:30～19:00(0.5時間) 日曜日・祝祭日・年末年始 (12/31～1/4)				教育委員会 3～5歳 教育を希望する幼児 9:00～13:30(4.5時間) 13:30～16:00(2.5時間) 土曜日・日曜日・祝祭日 長期休業日(春・夏・冬) 左記の保育所保育料を基本として幼稚園の保育日数と保育時間を考慮した料金体系。幼稚園と保育所の1時間当たりの保育料はほぼ同額となるよう設定。(給食費を含む) 副食給食							
	保育料の設定 給食の有無 給食費	国の保育料徴収基準の95%を基本に設定。各階層間の負担の軽減を図るために第3階層から第7階層までの階層内を細分化。 0～2歳児 完全給食 3歳以上児 副食給食 給食費は保育料に含む				給食費は幼稚園保育料に含む							
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門	区分 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 計 幼稚園部門 1 12 19 29 29 34 124 保育所部門 一 一 一 21 20 33 74											
7	クラス編成	0歳児 1クラス 1・2歳児 2クラス 3歳児 2クラス(幼・保混合保育) 4歳児 2クラス(幼・保混合保育) 5歳児 2クラス(幼・保混合保育)											
8	合同保育の概要	常に幼保の同年齢保育を基本として、異年齢児との交流も行っている。合同保育時間は幼稚園児の在園する時間。											
9	合同保育の実施場所	施設全体											
10	保育者の資格	教諭および保育士											
11	保育者の配置基準	保育所 幼稚園 0歳児 3:1 3歳児 20:1 1・2歳児 6:1 4歳児 35:1 3歳児 20:1 5歳児 35:1 4・5歳児 30:1											
12	施設の共用化の状況	(共有部門の名称)玄関・ホール(廊下)・プレイルーム兼午睡室・ステージ兼ランチルーム・職員室・会議室・調理室・園庭等											
13	職員の兼務状況	(共用職員の職種)教諭・保育士の資格併有者・事務職員・調理員・栄養士・用務員											
14	保護者会	各保育園と幼稚園の役員で構成していた保護者会を一本化(2003.4～)											

15	合同保育の メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児以上については教育要録に基づき保育を行い、指導要録も保育所児・幼稚園児両方に対して作成する →従来小学校との関係の薄い保育所の子どもも小学校とつながるメリットがある
	合同保育の 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園でも保育所でも子どもにとっては同じ施設」という前提 →子どもの呼び方、区別をどのようにつけるか 長期の休みの期間・降園時間の違い、卒園証書に対する幼保の保護者の意識の違いなどにどのように対応するか ・幼保の職員の研修システムの違い
16	運営面での課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格のみの職員の採用について ・人件費の増大（短時間職員の配置などの延長体制、保育所の基準に基づく保育者の配置） ・助成の二元的形態（普通交付税・保育所運営費）
17	その他（施設の特徴など）	<ul style="list-style-type: none"> ・町の地域子育てセンターが施設内に設置され、子育て相談・プレイルーム開放などが実施されている。保健師とも連携。 ・住民および保護者を対象とするアンケート調査、町民説明会等約3年の協議期間を経て運営計画を樹立した。 ・保育料として名称も一本化、幼保共に所得応能負担、幼稚園入園料廃止、軽減措置など、従来の枠組みを大きく変えている。幼稚園保育料と保育園保育料に整合性を図るために、1時間当たりの保育サービスに対する負担をほぼ同額となるような料金体系をとっている。

1	施設No.	2																																
2	設置主体	町																																
3	施設形態	同一敷地内別施設																																
4	合同保育の実施理由	同じ地域の子どもに、平等の保育、教育を受けさせることを保育の理念としている。もともとは3歳児未満児は保育所、4~5歳児は幼稚園と年齢区分によって対応してきたが、保育に欠ける子を預かり保育として対応をするのでは問題があることから、4、5歳児が幼稚園と保育園の2つで対応、一定時間帯を合同保育として幼稚園教育をほどこすこととなった。																																
5		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育所部門</th> <th>幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間</td><td>健康福祉課 生後6ヶ月から就学前 保育に欠ける児童 月~金 7:15~18:15 土 7:15~17:15 月~金 18:15~18:30 (無料)</td><td>教育委員会 3歳~就学前 満3歳(4月1日現在)に達した児童 月~金 8:30~14:30 なし</td></tr> <tr> <td>延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定</td><td>日曜日、国民の祝日、年末年始 月額0~53,800円 国の保育所徴収基準額表に準じ、第1~第7階層の7区分ぶより保育料を設定</td><td>土日、国民の休日、夏冬春休み 月額4,900円</td></tr> <tr> <td>給食有無 給食費</td><td>給食:有り(複合福祉施設内調理室において調理) 3歳未満児:完全給食 3歳以上児:副食(主食持参) 給食費:保育料に含む</td><td>給食:有り(複合福祉施設内調理室において調理) 全員副食のみ、主食持参。 給食費:月額3,500円 (H14.10.1.現在)</td></tr> </tbody> </table>		保育所部門	幼稚園部門	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間	健康福祉課 生後6ヶ月から就学前 保育に欠ける児童 月~金 7:15~18:15 土 7:15~17:15 月~金 18:15~18:30 (無料)	教育委員会 3歳~就学前 満3歳(4月1日現在)に達した児童 月~金 8:30~14:30 なし	延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定	日曜日、国民の祝日、年末年始 月額0~53,800円 国の保育所徴収基準額表に準じ、第1~第7階層の7区分ぶより保育料を設定	土日、国民の休日、夏冬春休み 月額4,900円	給食有無 給食費	給食:有り(複合福祉施設内調理室において調理) 3歳未満児:完全給食 3歳以上児:副食(主食持参) 給食費:保育料に含む	給食:有り(複合福祉施設内調理室において調理) 全員副食のみ、主食持参。 給食費:月額3,500円 (H14.10.1.現在)																				
	保育所部門	幼稚園部門																																
所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間	健康福祉課 生後6ヶ月から就学前 保育に欠ける児童 月~金 7:15~18:15 土 7:15~17:15 月~金 18:15~18:30 (無料)	教育委員会 3歳~就学前 満3歳(4月1日現在)に達した児童 月~金 8:30~14:30 なし																																
延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定	日曜日、国民の祝日、年末年始 月額0~53,800円 国の保育所徴収基準額表に準じ、第1~第7階層の7区分ぶより保育料を設定	土日、国民の休日、夏冬春休み 月額4,900円																																
給食有無 給食費	給食:有り(複合福祉施設内調理室において調理) 3歳未満児:完全給食 3歳以上児:副食(主食持参) 給食費:保育料に含む	給食:有り(複合福祉施設内調理室において調理) 全員副食のみ、主食持参。 給食費:月額3,500円 (H14.10.1.現在)																																
6	年齢別児童数 (現員) 保育所部門 幼稚園部門	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門</td> <td>現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>51</td> <td>48</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>保育所部門</td> <td>定員</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現員</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> (H14.10.1.現在)	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門	現員	—	—	40	51	48	139	保育所部門	定員	5	15	15	25	10	80		現員	2	9	18	18	10	75
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門	現員	—	—	40	51	48	139																											
保育所部門	定員	5	15	15	25	10	80																											
	現員	2	9	18	18	10	75																											
7	クラス編成	基本的に、幼保別でクラスを編成しているが、時間帯によって、合同クラスを編成(以下、参照)。 幼稚園部門: 3, 4, 5歳児それぞれ2クラスずつ、そのうち幼保合同クラスが4, 5歳児にそれぞれ一つずつある(18:30~14:30) 保育園部門: 7:15~14:30の間は、0, 1, 2, 3歳児がそれぞれ1クラスずつあり、3歳児については、幼保合同クラスを編成。15:00~18:30は、0, 1, 2, 3歳児にそれぞれ一つずつクラスを編成し、4, 5歳児で一つのクラスを編成している。 (H14.10.1.現在)																																
8	合同保育の概要	対象年齢 : 3~5歳児 カリキュラム : 保育指針と教育要領を摺り合わせて作成 活動(交流内容) : ①日常保育における合同保育 ②運動会、発表会、その他の行事の合同による実施 ③入園・入所式、満了・卒園式の合同開催 合同保育時間 : 8:30~14:30(幼稚園の基本保育時間内、土曜日を除く)																																
9	合同保育の実施場所	園舎 幼稚園棟保育室・・・4歳、5歳 保育所棟保育室・・・3歳 園庭、遊戯室(ホール)																																
10	保育者の資格	保育所は保育所保育士、幼稚園は幼稚園教諭。両者の待遇は、町で一本化。現在では両方の資格、免許をもつものを採用。ほとんどのものは兼務発令。																																
11	保育者の配置基準	保育所は保育所の基準に、幼稚園は幼稚園の基準に分けている。																																
12	施設の共用化の状況	園庭、遊戯室(ホール)、保育室(合同クラスは全部で3つ 幼稚園棟に2クラス、保育所棟に1クラス)、調理室																																